

2019年ゴールデンウィーク期間に係る 診療体制について

2019年のゴールデンウィーク（4月27日（土）～5月6日（月））は、「国民の祝日に関する法律」及び、新天皇の即位の日となる5月1日（水）が「1年限りの祝日」となることにより大型連休となります。

つきましては、当院では下記のとおり4月30日（火）、5月2日（木）において**通常診療**を行います。

患者様におかれましては、何卒ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

記

日	月	火	水	木	金	土
						4月27日 休診日
4月28日 休診日	4月29日 昭和の日 休診日	4月30日 国民の休日 通常診療	5月1日 天皇即位の日 休診日	5月2日 国民の休日 通常診療	5月3日 憲法記念日 休診日	5月4日 みどりの日 休診日
5月5日 こどもの日 休診日	5月6日 振替休日 休診日					



病院長